

監査の結果（平成 22 年 8 月 5 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業などが適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 21 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期末納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 10 機関です。

	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	西部子ども家庭センター	平成 22 年 6 月 28 日	平成 22 年 6 月 8 日	実地監査
2	県立三次高等技術専門学校	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 6 月 4 日	
3	北部教育事務所	平成 22 年 6 月 8 日	平成 22 年 6 月 1 日	
4	世羅高等学校	平成 22 年 6 月 7 日	平成 22 年 6 月 7 日	
5	庄原格致高等学校	平成 22 年 8 月 5 日	平成 22 年 6 月 11 日	書面監査
6	安芸高等学校	平成 22 年 8 月 5 日	平成 22 年 6 月 14 日	
7	湯来南高等学校	平成 22 年 8 月 5 日	平成 22 年 6 月 10 日	
8	安芸南高等学校	平成 22 年 8 月 5 日	平成 22 年 6 月 22 日	実地監査
9	東広島警察署	平成 22 年 6 月 7 日	平成 22 年 6 月 7 日	
10	福山北警察署	平成 22 年 6 月 9 日	平成 22 年 6 月 9 日	

5 監査執行者

平成 22 年 6 月 21 日までの監査執行者は、次の 4 人です。

富永 健三，下原 康充，高橋 義則，加賀美 和正

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 西部こども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 子ども，知的障害のある人，女性に関する相談業務，判定業務，一時保護業務
- ・所在地 広島市南区宇品東四丁目1番26号
- ・組織体制 5課（総務企画課，相談援助課，女性相談課，判定指導課，一時保護課）
- ・職員数 45人（平成22年4月1日現在の常勤職員数）
- ・主な事業実績（平成21年度）

ア 児童相談業務

(ア) 相談種別受付件数 (単位：件)

養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
829 (533)	64	1,419	182	798	259	3,551

(注)・家族，本人，福祉事務所等からの来所，電話による相談件数である。

・養護の括弧書きは，虐待相談の受付件数で内数である。

(イ) 調査・診断・カウンセリング等実施件数 (単位：件)

調査・診断			心理療法・ カウンセリング	療育手帳等
調査	医学診断指導	心理診断指導		
32,650	769	4,272	715	751

(ウ) 一時保護状況

実人員	延日数	1人平均保護日数	1日平均保護人数
193 (77)人	2,248 (980)人	11.1 (12.7)日	6.2 (2.7)人

(注) 括弧書きは，被虐待児に係るもので内数である。

イ 知的障害者更生相談業務

(ア) 相談受付件数等

相談実人員	相談件数	判定件数	療育手帳交付件数
639人	652件	446件	465件

(イ) 相談件数内訳 (単位：件)

施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
0	0	4	7	5	0	559	77	652

ウ 女性相談業務

(ア) 主訴別相談件数 (単位：件)

区分	人間関係				住居 問題	帰住先 なし	経済 関係	医療 関係	その他	計
	夫等	子ども	親族	その他						
面接相談	146	22	27	19	0	15	2	0	15	246
電話相談	804	102	343	268	11	8	10	46	3	1,595
計	950	124	370	287	11	23	12	46	18	1,841

(イ) 一時保護状況 (単位：件)

区分	実人員	延人員	1人平均保護日数	1日平均保護人数
保護女子	98 (68)人	1,643 (1,128)人	16.8日	9.5日
同伴児	94 (87)人	1,810 (1,729)人		

(注) 人員の括弧書きは，DVによる保護で内数である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなど、徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前年度決算時 平成 21 年 3 月末現在	
1	児童福祉総務費負担金（県立の児童福祉施設への入所に係る負担金）	15 人	2,598,079 円	19 人	3,845,229 円
2	児童措置費負担金（民間の児童福祉施設への入所に係る負担金）	81 人	23,679,010 円	87 人	24,710,640 円

イ 物品調達契約における契約書の記載内容について

次の物品調達に係る契約書において、相手方への代金の支払いが遅延した場合に適用となる遅延利息に誤りがあつた。適正な事務に務められたい。

- ・レギュラーガソリン売買契約（平成 21 年度）

【意 見】

債権管理に対する取組の強化について

ア 法的措置の実行について

平成 21 年度には、法的措置の実行及びその前提となる財産調査もほとんど実施されておらず、債権回収に向けた取組が十分とは言えない状況であつた。

債権管理に当たっては、法令に定める督促手続後にも、催告書の送付、電話及び訪問などによる取組を徹底するとともに、滞納処分の実行等、債権回収に向けて最大限の取組を行う必要がある。

- ・児童福祉施設総務費負担金
- ・児童福祉施設措置費負担金

イ 不納欠損処分について

平成 21 年度に不納欠損処分を行っている債権において、督促状送付後の催告や法的措置の検討が十分に行われていないものがあつた。

法的措置の実行など債権回収に向けて最大限の取組を行い、なお回収が困難な債権については、適切な時効中断の措置及び滞納者の資力調査など、債権管理の徹底を図った上で、不納欠損処分を行う必要がある。

- ・児童福祉施設総務費負担金
- ・児童福祉施設措置費負担金

2 県立三次高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 職業能力開発促進法に定める職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・所在地 三次市十日市南六丁目 14 番 1 号
- ・組織体制 2 課（庶務課，訓練課）
- ・職員数 14 人（平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
- ・職業訓練実施状況（平成 21 年度）

ア 普通職業訓練

科名	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
自動車整備科1年	2年	20人	31人	20人	(14人)	-
自動車整備科2年		20人	23人	17人	13人	13人
溶接加工科	1年	20人	25人	21人	15人	15人
建築インテリア科	1年	20人	25人	19人	14人	6人
OAビジネス科(前期)	6か月	20人	76人	20人	18人	11人
OAビジネス科(後期)	6か月	20人	43人	20人	20人	12人
合計		120人	223人	117人	80人	57人

注1 自動車整備科1年の修了者数は、進級者数。

注2 就職者数は、訓練修了3か月後の状況。

イ 委託訓練(校外訓練)

科名	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
OA事務科	3か月	20人	51人	20人	19人	12人
訪問介護員科	3か月	20人	40人	20人	18人	11人
グリーン環境科	3か月	30人	63人	28人	27人	6人
ITビジネス科	4か月	20人	23人	19人	17人	11人
ホームワ-1級養成科	6か月	25人	58人	25人	25人	21人
介護福祉士養成科	2年	10人	27人	10人	(在校中)	-
OA事務科2	3か月	20人	24人	19人	17人	11人
OA販売実務科	3か月	20人	11人	13人	11人	5人
介護サービス科	3か月	20人	44人	20人	19人	4人
合計		185人	341人	174人	153人	69人

注 就職者数は、訓練修了3か月後の状況。

ウ 在職者訓練

科名	訓練期間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
建設機械整備技能検定受験対策	2日	20人	15人	15人	15人
JIS溶接技術検定受験対策	2日	20人	12人	12人	11人
JIS溶接技術検定受験対策	2日	20人	11人	11人	9人
AUTOCAD基礎講習	2日	20人	26人	20人	19人
合計		80人	64人	58人	54人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 生産品の売払いに係る事務処理について

職業訓練の実習として、第三者から依頼を受けて物品を製作し、これを依頼者に売り渡しているが、売払決裁手続を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

品名	ゴミステーション(平成21年度 溶接応用実習として製作)
根拠	訓練実習の取扱い及び実習製品処理要綱第8条

イ 行政財産の使用料の算定について

自動車整備科実習場などの使用料の算定に当たり、適用する使用料単価を誤り、本来の使用料の額よりも低い金額を徴収しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

件数	4件(平成21年度)
差額	20,340円(正当額と徴収済額との差額の計)
根拠	行政財産の使用料に関する条例別表第一 行政財産の使用許可の取扱いについて(通知)第3の1

ウ 委託契約における事務処理について

委託契約において、受託者が提出することになっている書類の提出を受けていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	電気設備保安管理業務委託契約（平成 21～22 年度）
書類	・受託者の電気保安管理業務の契約状況が確認できる資料 ・保安業務従事者及び主任技術者の確認に係る資料

エ 工事請負契約における事務処理について

工事請負契約において、次のとおり誤った事務処理を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・平成 21 年度 本館外壁塗装工事

（ア）指名業者の選定について

指名業者を 5 人以上 12 人以内で選定すべきところ、特段の理由もなく、3 人しか選定していなかった。また、指名業者等選考委員会を設置しておらず、指名業者の選定理由が明確になっていなかった。

- ・根拠 広島県契約規則第 27 条第 1 項
建設工事指名業者等選定要綱

（イ）契約の保証について

契約の保証を要する工事であるにもかかわらず、これを免除していた。

- ・根拠 建設工事執行規則第 10 条
建設工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて（通知）

3 北部教育事務所

（1）機関の概要

- ・主な業務 市町教育委員会の指導及び助言に関すること
市町立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免その他の人事及び研修に関すること
- ・所在地 三次市十日市東四丁目 6 番 1 号
- ・所管区域 三次市、庄原市
- ・組織体制 2 課（総務課，教育指導課）
- ・職員数 14 人（平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・主な事業実績（平成 21 年度）

管内の市教育長，小中学校教職員を対象とした会議及び研修会等の実施 22 回
学校訪問指導

小 学 校		中 学 校	
学校数	訪問回数	学校数	訪問回数
48 校	136 回	19 校	125 回

（2）監査の結果

【指摘事項】

県費負担教職員の旅費について

県費負担教職員の旅費の支給において、支給額に誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・過支給額 4 人 3,256 円
- ・支給不足額 2 人 455 円

【意見】

委託契約における設計積算の適正化について

次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を徴取せず、前年度及び前々年度の契約額を基に積算をしていた。設計金額の積算に当たって実勢価格を参考とする際は、参考見積書を複数の者から徴取するなど、設計積算の適正化に努める必要がある。

- ・秘密書類処理業務委託契約（平成 21 年度）

4 世羅高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 世羅郡世羅町本郷 870 番地
- ・教職員数 全日制 59 人 (21 人)

〔平成 22 年 5 月 1 日現在で本務者数，() 内は臨時的任用職員，非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

- ・生徒の状況

課 程	全 日 制											
	普通科				農業経営科				環境科学科			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	120	120	120	360	80			80		40	40	80
生徒数 (人)	100	98	114	312	51			51		24	30	54
充足率 (%)	83.3	81.7	95.0	86.7	63.8			63.8		60.0	75.0	67.6
進 学 就 職	大学・短大	71 人 (67.6%)			人 (. %)			5 人 (27.8%)				
	専修・各種	28 人 (26.7%)			人 (. %)			4 人 (22.2%)				
	就 職	6 人 (5.7%)			人 (. %)			7 人 (38.9%)				
	その他	人 (0.0%)			人 (. %)			2 人 (11.1%)				
退学者 (人)	0 (0)(人)			0 (0)(人)			1 (0)(人)					
休学者 (人)	0 (人)			0 (人)			0 (人)					

課 程	全 日 制											
	生産情報科				生活福祉科				合 計			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	80	40	40	40	120	240	240	240	720
生徒数 (人)		40	28	68	37	20	30	87	188	182	202	572
充足率 (%)		100	70.0	85.0	92.5	50.0	75.0	79.4	78.3	75.8	84.2	79.4
進 学 就 職	大学・短大	15 人 (40.5%)			2 人 (11.8%)			93 人 (52.5%)				
	専修・各種	13 人 (35.1%)			11 人 (64.7%)			56 人 (31.6%)				
	就 職	7 人 (18.9%)			2 人 (11.8%)			22 人 (12.4%)				
	その他	2 人 (5.4%)			2 人 (11.8%)			6 人 (3.4%)				
退学者 (人)	0 (0)(人)			1 (0)(人)			2 (0)(人)					
休学者 (人)	0 (人)			0 (人)			0 (人)					

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 22 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」，「休学者」の状況は、平成 21 年度（平成 22 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越額）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参 考 平成 21 年 3 月末現在	
	高等学校使用料（授業料）	5 人	143,550 円	3 人

イ 生産品の事務処理について

農業経営科の実習に伴う生産品の残余について、廃棄の手続きを行わずに廃棄し、生産品出納簿への記載も行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

5 庄原格致高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 庄原市三日市町 515 番地
- ・教職員数 32 人（10 人）
〔平成 22 年 5 月 1 日現在で本務者数、() 内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課 程	全 日 制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員（人）	120	120	120	360
生徒数（人）	117	114	119	350
充足率（%）	97.5	95.0	99.2	97.2
進 学 就 職	大学・短大	81 人（72.3%）		
	専修・各種	28 人（25.0%）		
	就 職	1 人（0.9%）		
	その他	2 人（1.8%）		
退学者（人）	2（1）			
休学者（人）	1			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 22 年 5 月 1 日現在である。

・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成 21 年度（平成 22 年 3 月末現在）である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における予定価格の設定について

次の委託契約において、設計金額が契約期間の 2 年間で積算されているにもかかわらず、1 年間での積算と誤り、設計金額を上回る予定価格を設定していた。契約金額は設計金額を下回っていたが、予定価格の設定に当たっては、適正な事務処理に努められたい。

- ・寄宿舍ボイラー保守点検業務委託（平成 22～23 年度）

イ 行政財産の使用許可における事務処理について

行政財産の使用許可の更新に当たって、申請書に記載された更新希望期間を超えた期間で使用許可を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・申請書の更新希望期間：平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- ・許可書の使用許可期間：平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

ウ 報酬の支給について

寄宿舍職員に対する平成 22 年 5 月分の報酬の支給において、過支給があつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・過支給額 1 人 6,930 円

【意見】

委託契約の事務処理について

委託料を分割して支払う委託契約において、契約書に期間中の支払総額及び点検区分ごとの支払総額のみしか記載されていないものがあつた。委託料を分割して支払う場合は、契約書に表示しておく必要がある。

- ・消防用設備等保守点検業務委託（平成 22～23 年度）

6 安芸高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市東区上温品四丁目 65 番 1 号
- ・教職員数 全日制 49 人（11 人）
〔平成 22 年 5 月 1 日現在で本務者数，() 内は臨時的任用職員，非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		160	120	120	400
生徒数 (人)		157	98	99	352
充足率 (%)		98.1	81.7	82.5	88.5
進 学 就 職	大学・短大	32 人 (36.8%)			
	専修・各種	29 人 (33.3%)			
	就 職	22 人 (25.3%)			
	その他	4 人 (4.6%)			
退学者 (人)		21 (0)(人)			
休学者 (人)		0 (人)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 22 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」,「休学者」の状況は、平成 21 年度（平成 22 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越額）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参 考 平成 21 年 3 月末現在	
	高等学校使用料（授業料）	3 人	217,800 円	10 人

イ 委託契約の事務処理について

委託契約において、次のとおり契約内容に不備のあるものや、不適正な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 給水設備点検維持管理業務委託契約（平成 22～23 年度）において、契約書と別表で水質検査の年間実施回数が相違していた。

(イ) 契約書で定められた仕様書において、受託者が提出することとなっている書類の提出を受けていないものがあつた。

委託契約名	提出を受けていなかった書類
消防設備等保守業務委託契約 （平成 20～21 年度,平成 22～23 年度）	緊急対応連絡表,作業計画書
給水設備点検維持管理業務委託契約 （平成 22～23 年度）	作業計画書
給水設備清掃検査業務委託契約 （平成 21 年度）	作業計画書

ウ 工事請負契約の事務処理について

工事請負契約において、県監督員の通知を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・ 体育館扉及び窓修繕工事（平成 21 年度）

7 湯来南高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 広島市佐伯区湯来町大字伏谷 1198 番地
- ・ 教職員数 27 人（10 人）
〔平成 22 年 5 月 1 日現在で本務者数,（ ）内は非常勤講師,再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120
生徒数 (人)		40	35	24	99
充足率 (%)		100.0	87.5	60.0	82.5
進 学 就 職	大学・短大	13人 (36.1%)			
	専修・各種	16人 (44.5%)			
	就 職	4人 (11.1%)			
	その他	3人 (8.3%)			
退学者 (人)		5(3)			
休学者 (人)		3			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成22年5月1日現在である。

・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成21年度(平成22年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 借受した財産の登録について

財務会計トータルシステムに、借り受けた土地の登録が二重に行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

イ 委託契約の事務処理について

委託契約において、次のとおり契約内容に不備のあるものや、不適正な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 契約書において、2年間の長期継続契約とするところ、契約期間を1年間(又は2年間)とし、契約期間が満了する1か月前までに意思表示がない場合には契約を継続すると規定していた。

- ・消防用設備点検等業務委託契約(平成20~21年度,平成22~23年度)
- ・給水設備保守点検業務委託契約(平成20~21年度,平成22~23年度)
- ・浄化槽保守点検清掃業務契約(平成22~23年度)

(イ) 契約書において、業務が完了したときは、別紙「業務完了届」により届け出るものと規定しているが、その様式を定めていなかった。

- ・消防用設備点検等業務委託契約(平成20~21年度,平成22~23年度)
- ・給水設備保守点検業務委託契約(平成20~21年度,平成22~23年度)
- ・浄化槽保守点検清掃業務契約(平成21年度,平成22~23年度)

(ウ) 契約書及び仕様書において定められた，受託者が提出することとなっている書類の提出を受けていないものがあった。

委託契約名	提出を受けていなかった書類
消防用設備点検等業務委託契約 (平成 20～21 年度)	業務計画書，作業計画書，業務責任者の届，業務担当者の届，計測記録書，作業日報，業務完了届
給水設備保守点検業務委託契約 (平成 20～21 年度)	作業計画書，業務責任者の届，業務担当者の届，業務完了届
浄化槽保守点検清掃業務契約 (平成 21 年度)	作業計画書，緊急対応連絡表，業務責任者の届，業務担当者の届，業務完了届

ウ 工事請負契約における事務処理について

湯来南高校男子休養室設置工事(平成 21 年度)において，次のとおり不適正な事務処理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 工事目的物の完成検査後，引渡書の提出を受けていなかった。

(イ) 変更設計額の積算を請負率(落札率)によって行っていなかった。

エ 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について，次のとおり適正な管理が行われていないものがあった。適正な管理に努められたい。

内容	根拠
<p>毒物及び劇物を保管する場所は，盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし，鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。</p> <p>保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが，保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。</p>	<p>・ 毒物及び劇物取締法第十一条第一項</p> <p>・ 毒物及び劇物の保管管理について (昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号 厚生省薬務局長通知)</p>
<p>管理簿が作成されておらず，毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握が行われていなかった。</p>	

8 安芸南高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 広島市安芸区矢野西二丁目 15 番 1 号
- ・ 教職員数 51 人(12 人)
〔平成 22 年 5 月 1 日現在で本務者数，()内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・ 生徒の状況

課 程	全日制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員 (人)	280	240	240	760
生徒数 (人)	281	233	236	750
充足率 (%)	100.4	97.1	98.3	98.7
進 学 就 職	大学・短大	180人 (79.6%)		
	専修・各種	36人 (15.9%)		
	就 職	5人 (2.2%)		
	その他	5人 (2.2%)		
退学者 (人)	6(3)			
休学者 (人)	4			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成22年5月1日現在である。

・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成21年度(平成22年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

通勤手当の支給について

職員(臨時的任用職員を含む。)に係る通勤手当が支給されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

・平成22年4月分~6月分 2人 71,616円

9 東広島警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 東広島市西条昭和町4番11号
- ・所管区域 東広島市
- ・管内面積 635.32km²
- ・管内人口 183,111人(平成22年4月30日現在)
- ・組織体制 8課(警務課,会計課,生活安全課,地域課,刑事第一課,刑事第二課,交通課,警備課)
- ・職員数 202人(平成22年4月30日現在)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

10 福山北警察署

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 福山市神辺町大字新道上三丁目 14 番
- ・ 所管区域 福山市北部（御幸町，芦田町，加茂町，山野町，駅家町，新市町，神辺町）及び神石郡神石高原町
- ・ 管内面積 648.44km²（福山市市域：260.35 km² ・ 神石高原町：388.09 km²）
- ・ 管内人口 134,759 人（平成 22 年 4 月 30 日現在：福山市市域：123,665 人・神石高原町：11,094 人）
- ・ 組織体制 8 課（警務課，会計課，留置管理課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・ 職員数 153 人（平成 22 年 4 月 30 日現在）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。